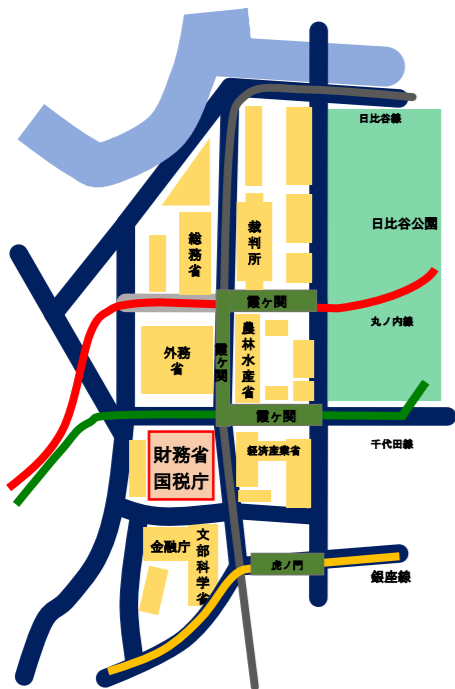


国税庁 総合職 技術系

採用案内 2020



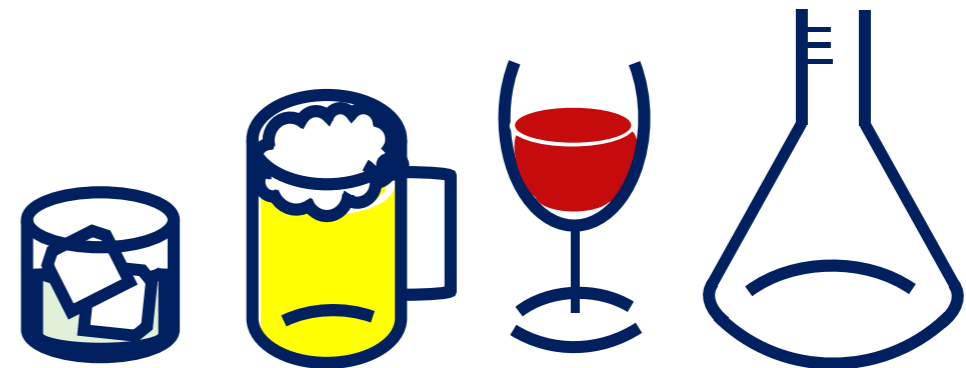
〒100-8978
東京都千代田区霞が関3-1-1
法人番号7000012050002
国税庁課税部鑑定企画官
TEL: 03-3581-4161 (内線3267、3412)

お問い合わせはこちら



sake.tech@nta.go.jp

採用情報はこちら





国税庁 鑑定企画官

近藤 洋大

昭和62年入庁。金沢国税局酒税課長、福岡国税局酒類監理官等を経て、平成30年より現職。



時は明治。わが国における税収のうち、酒税がそのトップを担う時代がありました。

こうした時代にあつて、酒税の確保のため、**酒類の安定した製造・供給は国家の至上命題**でした。

こうしたミッションを果たすため、技術系職員である「**鑑定官**」が当時の大蔵省に設置されました。

鑑定官は専門的・科学的な知見を武器に、酒蔵への技術指導や研究開発を続け、

酒類製造業の技術基盤を強固なものとしてきました。

時を超え、時代は令和を迎えました。

科学技術の進歩はもちろん、税務行政・酒類産業を取り巻く環境も数多の変革を遂げてきました。

他税目への技術的な対応、行政官としての登用、国際的な活躍等、

鑑定官の舞台も時代とともに拡大の一途を辿っています。

そうした変化の中でも、「**技術から税務行政・酒類産業を支える**」という、

現在、そして未来へと受け継がれる、変わらない使命と想いがここにあります。

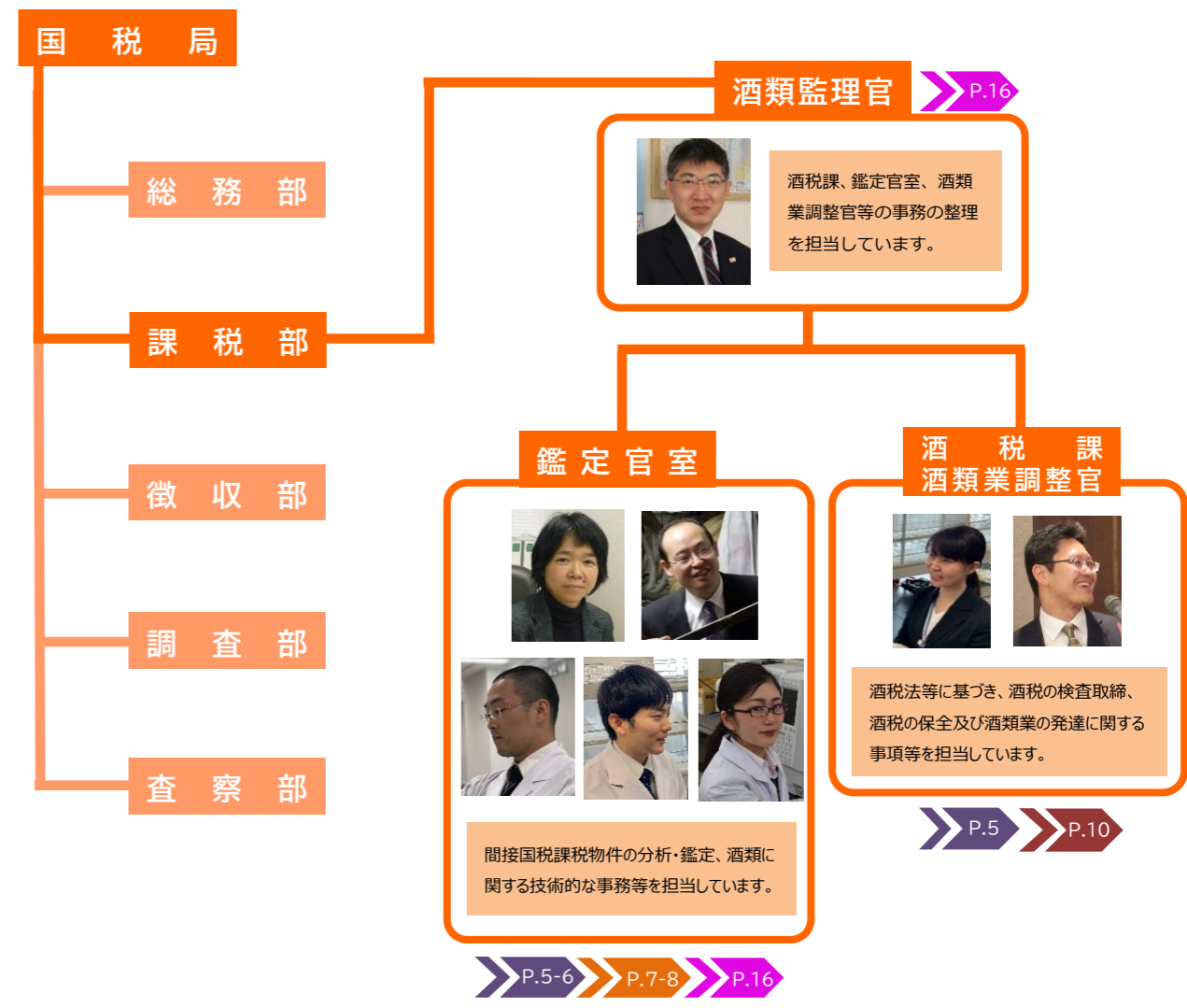
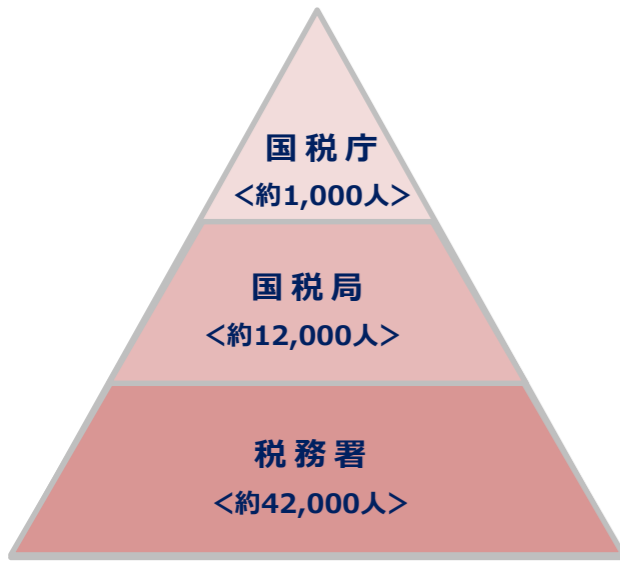
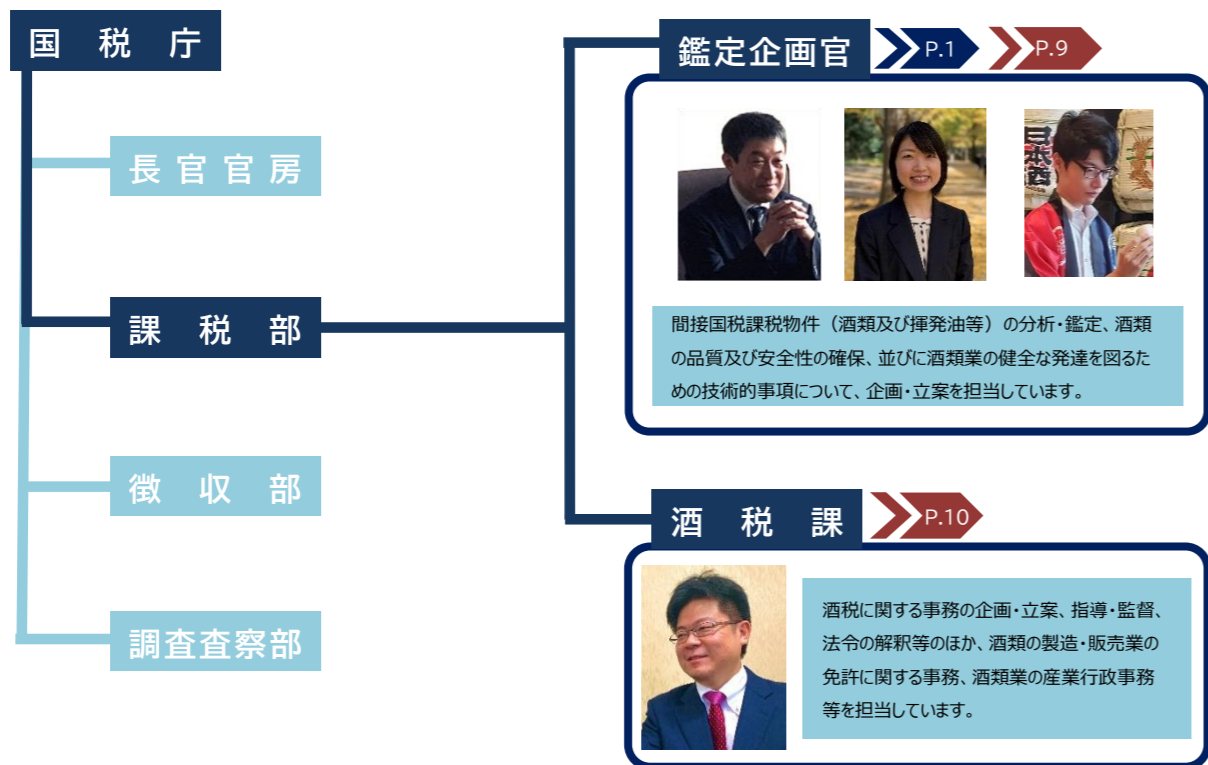
無限の可能性を持つ皆さんとともに、新しい時代を切り拓けることを願って、

私たちは今日も科学技術と、そしてこの国と向き合っています。

未来を担う皆さんへ。



国税庁の組織・技術系職員の活躍するフィールド



国税庁は、昭和24年に設置された内国税の賦課・徴収を担当する行政機関です。国税庁の下には、全国に12の国税局（沖縄国税事務所を含む。）、524の税務署が設置されています。その他関係機関を含めると、職員数は5万人以上となり、全省庁の中でも特に職員数の多い機関と言えます。

国税庁技術系として採用された職員は、主として国税庁の鑑定企画官及び全国の国税局にある鑑定官室等に勤務し、技術的な観点から様々な事務に取り組んでいます。また、国税庁と共に酒類行政の技術的分野を支える組織である独立行政法人酒類総合研究所と緊密な連携を図り、双方の効率的・効果的な運営に努めています。

適正公平な内国税の賦課及び徴収の実現に向けた取組 ～間接課税物件の分析・鑑定～

酒税を技術で支えるということ

(蔵本)

酒類や揮発油は、税法上成分や性状等の理化学的な指標をもとに定義されており、その分類により税率も異なります。この課税等のサポートをすべく、国税局鑑定官室では、**酒税や揮発油税の課税に係る分析・鑑定**を行っています。分析・鑑定結果の責務は大きく、裁判の証拠に直結することもあります。

酒類の分析・鑑定業務では、**酒類品目の判定時に必要な成分や、法律で上限が定められている成分等の測定**を実施しているほか、酒類の製造免許要件に関連した「製品の品質」を確認するため、**酒類の品質審査**等も行っています。分析・鑑定の結果から、その酒類の製造過程におけるバックグラウンドを推定できるため、メーカーへの指導材料としても役立っています。

また、鑑定官室の職員は、分析値の信頼性の確保や新規分析手法の開発及び習得、品質評価能力の向上に日々努め、酒税及び揮発油税行政の適正な執行に向け取り組んでいます。

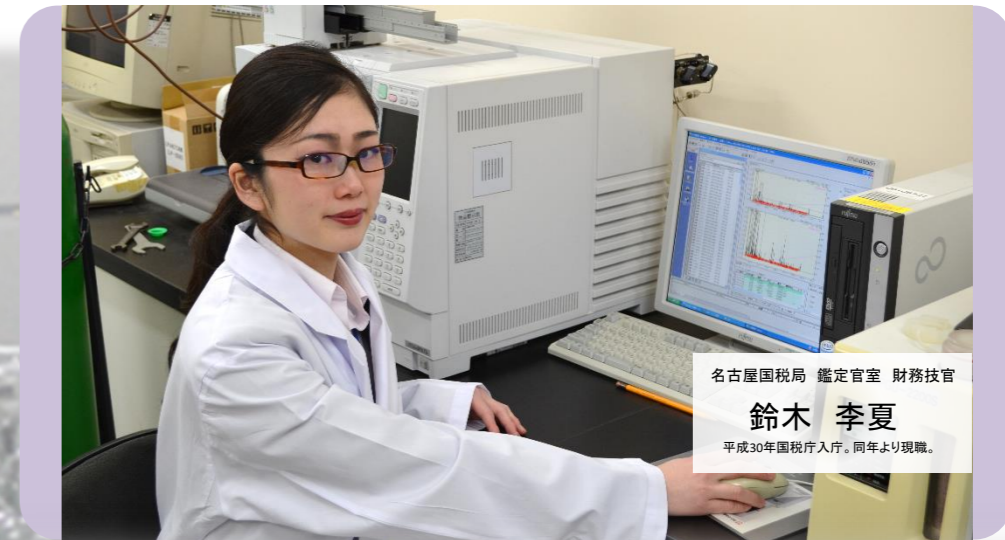
(佃)

国税局酒税課では、**酒税法に則った検査取締**（税務調査や密造等の取締）、**品目判定**（対象の酒類が酒税法上どの区分に当てはまるかという判断）、**酒類製造・販売免許者の管理**、商品レベルの**表示確認**等の業務を行っています。

酒税課と鑑定官室は密接な関係にあり、酒税課は、鑑定官室に対して疑義のある酒類の分析・鑑定を依頼し、その結果を基に、検査取締等における科学的根拠のひとつとしています。さらに、酒税課での業務は技術的知見に基づいた判断が求められる場面も多いため、鑑定官室に相談に行くことも少なくありません。酒税課において、鑑定官室と連携して業務を行うことは必要不可欠となっています。

私は現在技術的なフィールドを離れていますが、酒税課で培った、**法を適正に履行する能力**を鑑定官室で活かせるよう、日々業務に取り組んでいます。

分析で税務に貢献するとは？



名古屋国税局 鑑定官室 財務技官
鈴木 李夏
平成30年国税庁入庁。同年より現職。

鑑定の業務ではお酒の他に、**揮発油**についても取り扱っています。これらは一見不思議な組み合わせに見えますが、どちらも「この液体は課税されるべきなのか」、「課税するならば税率はどうなるのか」の判断に際し科学的根拠を必要とするという点で共通しています。

揮発油は「温度15℃において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油」と定義されていますが、含まれる成分等の違いによってガソリン、灯油、軽油などいくつかの種類に分類されます。このうち日用品である灯油には免税制度があり、自動車ガソリンより安く購入できます。しかし中にはこの制度を悪用し、より安価な灯油を混ぜたガソリンを販売することで、不正に利益を得ようとするガソリンスタンドもあります。これは自動車への悪影響はもちろん、**税の適正・公平な賦課**という

観点から阻止しなければならないことです。そこで鑑定官室では関係部署と協力し、**ガソリンスタンドから買い上げた市販ガソリンの成分を分析**することで、不正なガソリンが販売されていないか調査を行っています。

鑑定官室での分析一般に言えることですが、不正ガソリンの例では納税者からの情報提供をもとに行うこともあるなど、**突発的・新規の事案に対しても迅速かつ高精度の分析で応える**必要があり、日ごろから自己研鑽が欠かせません。自分の分析結果が判断材料となる緊張感もありますが、このような事案に試行錯誤をしながら対応していくことは技術系として大変刺激的であり、日々やりがいを感じながら過ごしています。



関東信越国税局 鑑定官室 財務技官
蔵本 晃栄
平成30年国税庁入庁。同年より現職。

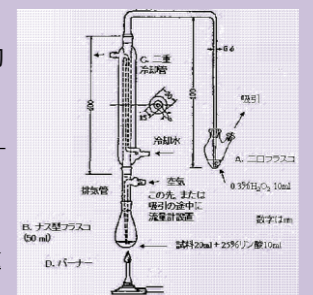
関東信越国税局 酒税課 検査係
佃 朱香
平成29年国税庁入庁。関東信越国税局鑑定官室を経て、令和元年より現職。

Column：分析の精度を担保するために

わが国において、租税収入に占める酒税と揮発油税の割合はそれぞれ約3%（約1.3兆円）、約6%（約2.6兆円）となっています。

こうした多額の税収を科学的見地から支えるためには、**正確な分析体制の維持や、時代とともに変化する公定法・基準への対応**が欠かせません。

国税庁ではこうした課題に対応するため、東京国税局に「鑑定指導室」を設置しており、あらたな分析法への対応・検討、各国税局鑑定官室における分析体制の点検及び分析の信頼性の確保、並びに新人職員への研修等を実施しています。



酒類業の健全な発達に向けた取組①

～酒類製造者への技術支援～

科学でお酒を支援する



福岡国税局 鑑定官室 鑑定官
渡邊 悠志
平成27年国税庁入庁。国税庁酒税課、名古屋国税局を経て、平成30年より現職。

国税局鑑定官室では、各地の酒蔵に様々な技術支援施策を行っています。その一つが**鑑評会**です。

鑑評会では、各酒蔵がその酒造技術の粋を凝らしたお酒を、官能評価（きき酒）に精通した審査員が評価し、そこに化学分析も加えて品質を審査します。

鑑評会は、単なるおいしいお酒の格付会ではありません。その目的は、**酒造技術と酒類の品質の維持・向上**、ひいては酒類業の健全な発達に資することにあります。したがって、「おいしい」「まずい」「好き」「嫌い」といった主観的な評価ではなく、技術と品質の維持・向上に繋がるよう、「〇〇という香りがするから～」といった客観的な評価が必要になります。

こうした客観的かつ科学的な評価によって、酒蔵は自らの酒造技術とお酒の品質を省み、その水準を維持・向上させることができるのです。

また、各国税局にはその地域に特色を持ったお酒があり、鑑評会以外にもそういったお酒を支援するための施策を行っています。例えば、福岡国税局の管轄する長崎県には**地理的表示（G I）指定**を受けた**壱岐焼酎**があります。壱岐焼酎は、米麴と麦を1：2の割合で使用して造る麦焼酎であり、他地域の麦焼酎とは異なる独特の風味を持っています。

現在我々は、この壱岐焼酎をさらに魅力あるお酒にするため、壱岐焼酎の**特性を科学的に解明し、それを技術的向上に結び付ける**支援施策に力を注いでいます。まだ始まったばかりですが、手応えは感じており、今後の展開を楽しみにしています。

Column：地理的表示制度

地理的表示（G I）制度は、酒類や農産品について、ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価等）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、**その産地名（地域ブランド名）を独占的に名乗ることができる制度**です。

国税庁では、国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定や普及拡大に取り組んでいます。地理的表示の要望や運営に当たっては、手続面・技術面での支援を実施しています。

（平成31年3月末現在）

名称	産品	指定日
壱岐	麦焼酎	平成7年6月30日
琉球	米焼酎	平成7年6月30日
薩摩	芋焼酎	平成17年12月22日
白山	清酒	平成17年12月22日
山梨	ぶどう酒	平成25年7月16日
日本酒	清酒	平成27年12月25日
山形	清酒	平成28年12月16日
灘五郷	清酒	平成30年6月28日
北海道	ぶどう酒	平成30年6月28日

新しいお酒を創ろう

酒類製造者への技術支援は、古くから続く酒類行政の大きな柱の一つです。明治の頃は酒税確保のため、腐らざにお酒が製造できるための最低限の技術支援に取り組んでいました。

一方で、消費者嗜好や生活習慣の変化は常にあります。時代の流れに乗れず、伝統産業が衰退していく事例を耳にすることも多いと思いますが、酒類業界も例外ではありません。

単に腐らざにお酒が製造できれば良いのではなく、伝統を活かすとともに進化して顧客に愛される存在とならない限り、時代に取り残され、社会に不要の存在となってしまいます。

鑑定官の技術支援では、そうした**時代の変化を常に意識して、必要な技術知見を考えて製造現場に活かしていく**ことにより、新しい価値を現場と共に作り上げていきます。

これまでも、清酒の高品質化には、鑑定官が実際の酒造現場で吟醸造りの技術支援に当たったことが大きな役割を果たしてきました。

現在所属している沖縄では、低迷している地場の名酒「泡盛」振興のため、泡盛は日本最古の蒸留酒であるという原点に立ち返り、世界のハードリカー愛好家をターゲットとした新たな商品開発プロジェクトに参画しました。メーカー技術者とアイデアを出し合い、製造場に臨場して蒸留工程に立ち会い、令和元年秋には12社共同開発商品として、これまでにない新しいお酒が世に生まれました。

酒類製造の現場と共に、その進化に携えることは、鑑定官として大きな喜びです。



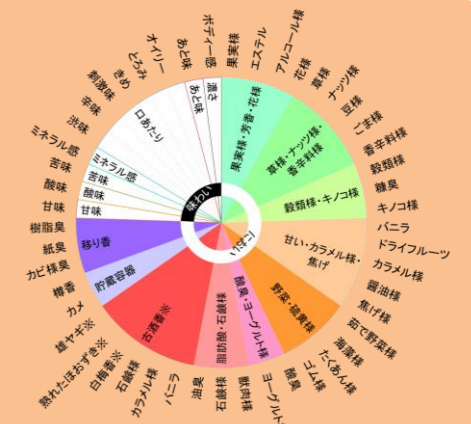
沖縄国税事務所 主任鑑定官
相澤 常滋
平成12年国税庁入庁。札幌国税局、仙台国税局等を経て、平成30年より現職。

Column：フレーバーホイール

フレーバーホイールとは、コーヒー・ワインといった**飲食物から感じられる香りや味わいの種類を整理して円形に配置したもので、味覚・嗅覚情報を「官能評価」として表現するための教材として親しまれています。**

これまでに、清酒や泡盛においては、国税庁技術系職員による寄与の下、フレーバーホイールが作成されてきました。

酒類の味や香りが何に由来するのか、またそれらが製品の品質にどのように影響するのかについて、国税庁技術系職員は科学的知見と経験、そして五感を通じて酒類製造者への技術支援へと繋げる取組を続けています。



泡盛のフレーバーホイール（沖縄国税事務所作成）

酒類業の健全な発達に向けた取組②

～食品安全・産業振興～

ブランド力を裏打ちする



国税庁 鑑定企画官付
ワイン添加物・HACCP導入担当
田中 淳
平成26年国税庁入庁。仙台国税局、
東京国税局を経て、平成30年より現職。

2019年秋。私は日本産酒類のプロモーションのため、パリを訪れていました。舌の肥えたプロを対象に、同じく酒類のプロである鑑定官として登壇し、海を越え、文化を越えて日本産酒類が通用するという、確かな手ごたえを感じました。

日本産酒類の輸出を考えたときに、フランスをはじめとしたEUは有望な市場です。一方、酒類の輸出入に際し、例えば、**酒類に使用される添加物の制限**などが各国で異なることが非関税障壁となっています。私は、日EU・EPAに関連するこのような問題を解決するため、科学的・技術的な知識を携え、関係者と意見を交わし、障壁の撤廃に向け日々奮闘しています。

国内に目を向けると、**日本産酒類のブランド力を裏打ちする品質・安全性の確保**はますます重要なものとなっています。近年では、食品衛生管理の手法であるHACCPが義務化されたことから、**酒造業界へのHACCP導入に向けた取組**も進めています。業界と机を並べ、頭を悩ませることも多いですが、その先に見える酒類業界の輝かしい未来を願って、業務にあたっています。

国際交渉の最前線



国税庁 酒税課
課長補佐(政策調整担当)
藤田 大輔
平成18年国税庁入庁。関東信越国税局、山形県上市市等を経て、平成30年より現職。

私は現在国税庁酒税課に所属し、酒類業の振興のため、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に取り組んでいます。具体的には、**関税や輸入規制の撤廃、地理的表示（GI）の保護を求める国際交渉**を担当しています。

交渉の相手は広範囲ですが、直近ではアメリカ関係の仕事に携わっています。通常、関税の撤廃に関わる交渉は、妥結までに数年の時間を要するのですが、今回の交渉は非常に短期間で行われ、開始から発効まで一通りの仕事に担当者として関わることができたのは、非常に印象的です。

国際交渉の仕事といえば、**外国政府職員と相対して喧々諤々の議論を行う**、といったイメージをお持ちかもしれませんが、実際はそれだけにとどまらず、**国税庁内外の方々と一緒になって作戦を練ること**や、あるいは、**交渉結果を皆さんにお伝えするための資料作り**や、交渉の中での**決定事項の実施**も含まれます。

また、外国制度などに起因する輸入規制については、酒類業界から困りの声が寄せられてきます。これらの意見を大切にしつつ、どうすれば問題解消に近づけるのか、日々考えている（悩んでいる？）ところです。

酒類業の健全な発達は、国税庁の任務の一つです。酒類は財政物資である以前に食品であることから、その品質や安全性の確保は重要です。

私が取り組んでいる仕事の一つに、**全国市販酒類調査**があります。市場に流通している酒類を国税局で買上り、**成分分析及び品質評価による調査**を実施します。問題があると認められる場合には、酒類製造者に対して改善を促す指導を行います。調査や改善措置を実施するのは全国の国税局鑑定官室ですが、調査方針の策定や分析項目の選定といった企画立案や調査結果の公表は、国税庁鑑定企画官で担当しており、円滑な事務の運営に努めています。

酒類の安全性に関わる問題に対処するためには、日ごろの情報収集が欠かせません。特に酒類に含まれる成分や添加物等については、国内外における安全性議論の状況等も踏まえた上で、国税庁における酒類の安全性施策に適切に反映していく必要があります。食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会での議論や各国の規制状況等をもとに、全国市販酒類調査の内容を検討し、より有意義な施策に繋げることが、私の努力課題です。

国内に流通する酒類の品質・安全性を確保し、消費者に安全で良質なお酒を提供することはもちろん、国際基準との整合性を図ることで、**日本産酒類の輸出力強化に繋がる基盤**を支えていきたいと思っております。

消費者の安全・安心を支える



国税庁 鑑定企画官付 調整係長
竹之下 眞喜子
平成26年国税庁入庁。大阪国税局、カリフォルニア大学デービス校を経て、令和元年より現職。

「モノ」と「ヒト」の狭間で



金沢国税局 酒類業調整官
原 一広
平成16年国税庁入庁。大阪国税局、コーネル大学等を経て、令和元年より現職。

私は現在、「酒類業調整官」として、これまで務めた鑑定官とは異なる側面から酒類業界の課題に取り組んでいます。具体的には、適切な法執行の確保のため**酒類の公正な取引環境の整備を目的とした調査・指導**や、酒類業の振興のため**海外需要の開拓やブランド化の推進を目的とした各種業界支援**等を行っています。

関係法令や関連事項は当然勉強しますが、過去の判断事例等を事務系職員から直接学ぶことも多いです。一方、技術系職員ならではの視点で物事をとらえ、業務に活かすこともあります。技術面に強い我々技術系職員と、経済、経営、法令解釈等に強い事務系職員とが、互いの強みを組み合わせ、総合的な視点から適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化に取り組んでいます。わかりやすく表現すると、**モノに強い技術系職員と、ヒトに強い事務系職員とがタッグを組んで、酒類業界の課題に対応している**感じです。大変頼もしいですね。

また、調査や業界支援の現場では、対話力、交渉力、説得力等が鑑定官以上に求められます。このような酒類業調整官としての経験が、今後、技術系職員としての幅を広げてくれる、そんな手応えも感じながら日々業務を行っています。

Column：日本産酒類の輸出促進

清酒の輸出金額は、2019年は約234億円（速報値、対前年比105.3%）となり、過去最高を記録しました。国内外の消費者に日本産酒類の魅力を訴求するため、国税庁では引き続き海外需要の開拓や商品の高付加価値化等に向けた取り組みを進めています。



独立行政法人酒類総合研究所 理事長
後藤 奈美

<略歴>

- 昭和58年4月 国税庁入庁
- 昭和60年7月 大阪国税局鑑定官室大蔵技官
- 昭和63年7月 国税庁醸造試験所 研究員
- 平成3年8月 ボルドー大学留学（フランス政府給費留学生）
- 平成7年7月 国税庁醸造研究所 研究員
- 平成13年4月 独立行政法人酒類総合研究所 主任研究員
- 平成22年7月 同 醸造技術応用研究部門長
- 平成23年7月 同 醸造技術基盤研究部門長
- 平成25年7月 同 研究企画知財部門長
- 平成26年8月 同 理事
- 平成28年4月 同 理事長

<主な研究業績>

- 日本の環境に適したワイン醸造方法の研究
- 日本固有のワイン用ブドウ品種「甲州」のルーツ解明

国土地理院ホームページ地球地図を基に作成

今まさに就職活動をしている皆様のご参考に、私のこれまでの歩みを簡単にご紹介したいと思います。大学院の修士課程を修了後、食品関係で研究や技術の仕事を長く続けたいと思い、公務員を志望しました。縁あって国税庁に入庁後、酒類総合研究所の前身である国税庁醸造試験所に配属となり、その後大阪国税局鑑定官室への転動を経て試験所に戻り、それ以降専ら研究業務に従事してきました。

ボルドー大学に留学した際には主にワイン醸造微生物について勉強しましたが、そこで驚いたのは、完成された伝統産業と考えられがちなフランスワインの世界で、新しいワイン産地との差別化を図るために国がとても力を入れて新技術を研究、開発していることでした。「国としてワイン産業を守る。」という強い意志を感じると同時に、日本においても研究開発によって技術力を高めることが、日本産酒類の価値向上に不可欠だと感じました。その後色々な研究に携わりましたが、特に、謎だとされていた日本固有のワイン用ブドウ品種「甲州」のルーツをDNA解析で解明でき、「甲州」の価値向上に貢献することができたことを、大変嬉しく思っています。その他、酒類醸造講習のワインコースの立ち上げや、酒類の分析法の解説書作成にも参加し、日本の酒類産業や酒類行政に技術面から少しでも貢献できたかと思っています。

仕事を通じて、酒類業界、ひいては国民の皆様へ貢献するために、皆さんが今後その能力を存分に発揮できるフィールドは、当酒類総合研究所をはじめ、国税組織の内外に広がっています。皆様が研究や技術を通じて輝く日を、楽しみにしております。

Column：全国新酒鑑評会

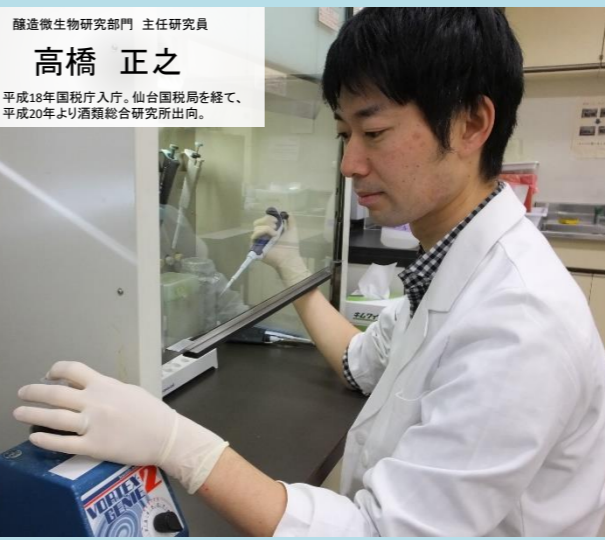


審査の様子

独立行政法人酒類総合研究所では、日本国内で製造された清酒を全国的に調査研究することにより、製造技術と酒質の現状及び動向を明らかにし、もって清酒の品質及び製造技術の向上に資するとともに、国民の清酒に対する認識を高めることを目的として、全国新酒鑑評会を業界団体との共催で実施しています。研究所の職員をはじめ、各国税局鑑定官室の職員も審査員として活躍しています。

研究・調査

微生物が酒類に及ぼす影響



醸造微生物研究部門 主任研究員
高橋 正之
平成18年国税庁入庁。仙台国税局を経て、平成20年より酒類総合研究所出向。

お酒が原料から製造され消費者の元に届くまでに、実に様々な微生物が関わってきます。清酒造りであれば酵母や麹菌が特に重要な微生物ですが、乳酸菌などが良い意味で重要な働きをすることもありますが、逆に品質を損なう原因になることもあります。私はそのような酒造りの主役ではないものの、適切な管理が必要な微生物について広く研究を行っています。

近年の取り組みの中で重要なもの一つとして、お酒の安全性に関する研究があります。一般にお酒は微生物学的に安全であると考えられていますが、食の安全性への意識の高まりや食品製造の衛生管理が変わってきていることを反映し、科学的根拠に基づいた説明が求められるようになってきました。そのような中、これまで研究事例の少ない微生物学的な安全性について慎重に検討し、結果として科学的に清酒の安全性を説明することに貢献できました。このことは、食品としての価値を支える研究の意義深さを感じるものでした。今後も引き続き、科学の立場からお酒に真摯に向き合っていきたいと考えています。

情報発信

日本のお酒の魅力を伝える

“広報担当”というと、広報誌等の作成を通じた情報発信業務を中心に担当していると、まずは思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。もちろん、私もその業務を担当しており、現在は日本産酒類の魅力を幅広く発信するため、様々なお酒の特徴や製造法、歴史などの情報をわかりやすくまとめた情報誌（「お酒のはなし」）の英語化に特に力を入れて取り組んでいます。作成に当たっては、内容の構成や適切な英語表現をどうすればより分かりやすく伝わるかを意識しています。今後完成した冊子が酒類に関するイベント等で海外の方を始め、多くの方々の手に渡り活用していただければ嬉しい限りです。

その他にも、当研究所における広報担当業務は多岐に渡り、醸造を通じた科学の魅力を伝えるため、地域の方を対象とした実験講座なども行っています。

広報担当としてスタートを切り、まだ日は浅いですが、酒類に関する有用で正しい情報発信及び当研究所の対外的PRに少しでも貢献できればと考えています。

(右：外国語版リーフレットの一例)



広報・産業技術支援部門 研究員(広報担当)
山田 景太
平成23年国税庁入庁。広島国税局等を経て、令和元年より酒類総合研究所出向。



そのほか、研究内容や広報誌等の技術情報は、酒類総合研究所のHPでご覧いただけます。
<https://www.nrib.go.jp>



在上海総領事館 領事
米澤 慎雄
平成17年国税庁入庁。高松国税局、国税庁
鑑定企画官付等を経て、平成30年より現職。

2010年にGDPが世界第2位となり、その後も急速に発展している中国。その中でも、上海及びその周辺を含む華東地域には多くの日系企業が進出しており、今後も中国経済をリードしていくと見込まれています。

私は国税庁で酒類のエキスパートとして様々な事務に携わってきましたが、上海赴任以降は、日本産酒類のPRはもちろんのこと、幅広い事業分野の日系企業支援を担当しています。問題を抱える日系企業の方々とともに悩み、解決策を考え、時には問題解決のために中国の地方政府機関に申し入れを行います。

日々奮闘する中で、時折、国税庁・国税局勤務時代に酒類製造者の方々とともに問題解決のために頭を悩ませた日々を思い出します。分野や手法は違いますが、これまでの経験が領事としての私を支えてくれている気がしています。

皆さん、マイナポータルって、ご存じですか？マイナポータルは、端的に言うと行政機関同士が自分の特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報。）のやりとりをした履歴を確認したり、自分の税情報などの個人情報や行政機関から送られてくる情報を閲覧したりすることができるポータルサイトです。私は今、このマイナポータルの運用を担当している内閣官房番号制度推進室のシステム班に所属しています。

この採用パンフレットをまじめに最初から読んでくださっている方は、もしかしたら「え、今までの話だと、国税の技術系ってお酒とガソリンの仕事だけするんじゃないの？」という印象を持たれたかもしれませんが、実は今、技術系職員が活躍するフィールドはどんどん広がっています。

私が縁あって配属されたこの職場で、情報技術について見聞し、感じたことを、またお酒の世界に戻った時の仕事に少しでも生かしていく。そうすることで、技官の仕事を少しでもより良いものにアップデートし、最終的に酒類業界にプラスになるようにしていくのが、これからの私の役割なのかなと考えています。



内閣官房番号制度推進室 主査
諸橋 一樹
平成27年国税庁入庁。広島国税局、国税庁
鑑定企画官付を経て、令和元年より現職。



国税庁長官官房付(バージニア工科大学)
五明 美香子
平成29年国税庁入庁。大阪国税局を経て、
令和元年より現職。

「バージニアワイン」と聞くとあまり馴染みがないかもしれませんが、バージニア州はアメリカのワイン発祥地であり、気候は長野県に近く、日本とおよそ同数のワイナリーがあります。日本でもワイン用ぶどうの病害は少なくありませんが、バージニア州で発生しているぶどうの病害はさらに多く、より専門性の高い研究が行われています。そこで私は、バージニア州にて得られた知見を日本のワイン用ぶどうの品質向上に生かすため、ワイン醸造に影響するぶどうの病害の発生条件などを研究しています。

また、州全体の農家への技術支援活動として、ワイナリーを訪れ、病害のぶどうの採取及び分析や技術相談等にも携わっています。加えて、圃場の管理や、収穫したぶどうでのワイン造り、幼木への病原菌接種試験、学会での発表など、多くの経験を積む貴重な機会となっています。

お酒の原料から一貫して理解した上で技術支援ができる鑑定官を目指し、日々研究を続けています。

私は5月に第二子を出産し、現在は二度目の育児休業を取得しています。子育てをしながら働くための制度として、時短勤務やフレックスを選択できるほか、子どもが病気等で保育園へ預けられないときの看護休暇や、乳幼児健診や妊婦検診受診の際の特別休暇、ベビーシッターをお願いするときの補助金等があり、私自身も必要に応じて活用させていただいています。

2年前の産休・育休取得時にもすでに妊娠や出産に関する制度は整っていましたが、働き方改革によって、制度を活用する職員が増えたこと、周りの方の理解が深まったことを実感しています。男性職員の中にも育休を取得したり、勤務時間をずらしたり短縮することで、家事や育児に積極的に携わっている方が多くいらっしゃいます。そのため、限られた時間でいかに効率的に進めるか、進捗をこまめに共有しつつ日々協力して業務を行う雰囲気は自然とできており、非常に働きやすい環境だと感じています。



国税庁鑑定企画官付(育児休業中)
徳永 美和子
平成27年国税庁入庁。関東信越国税局、
東京国税局を経て、平成30年より現職。



大阪国税局鑑定官室 鑑定官
谷平 潤一郎
平成25年国税庁入庁。仙台国税局、秋田
南税務署を経て、平成28年より現職。

子供が産まれた直後に育休を2か月半程度取得しました。育休中は一日中子供と過ごし、寝かしつけ、ミルク授乳、おむつ替え、沐浴等をしていました。接する時間が長かったためか、よくなついてくれていますし、自分から子供への愛情も強くなったと思います。赤ちゃんの世話は、新鮮で楽しくはありますが、一日中世話をするのは想像していたよりもずっと大変でした。仕事と並行しながらの子育てとは違った大変さを体験し、充実感を得ることができたのは、妻や世間のママ達の目線に近づけたという意味でも良かったです。

現在は早出勤及び休憩時間短縮の制度を利用しています。総勤務時間数や仕事量は変わりませんが、終業時刻が早まるので、可能な限り早く帰宅し、子供をお風呂に入れるようにしています。また、妻と子供が同時に風邪をひいた時に子の看護休暇を取得したこともあります。こういった何かあった時のための制度は心強いです。

Column：国家公務員の福利厚生

国税庁では他の省庁と同様、以下の各種制度（一例、日数は年あたり）が充実しており、職員の所属・性別等を問わず活用されています。

- 年次休暇（年20日、翌年へ最大20日繰越）、夏季特別休暇（3日間）、結婚休暇（5日間）
- 産前及び産後休暇（最大6週間及び8週間）、育児休業（子が3歳に達するまでの期間）
- 子の看護に係る特別休暇（最大10日）
- 勤務時間種別の選択等（時短勤務、フレックス等）

そのほか、ライフステージや勤務状況に応じ、扶養手当や単身赴任手当等の支給もあります。

そのほか、本人の適性や希望に応じ、税務署長や自治体出向等で活躍する機会もあります。

平成31年に入庁し、国税局に配属された2名にお話をきいてみました。



札幌国税局 鑑定官室 財務技官
今関 到
平成31年国税庁入庁。令和元年より現職。

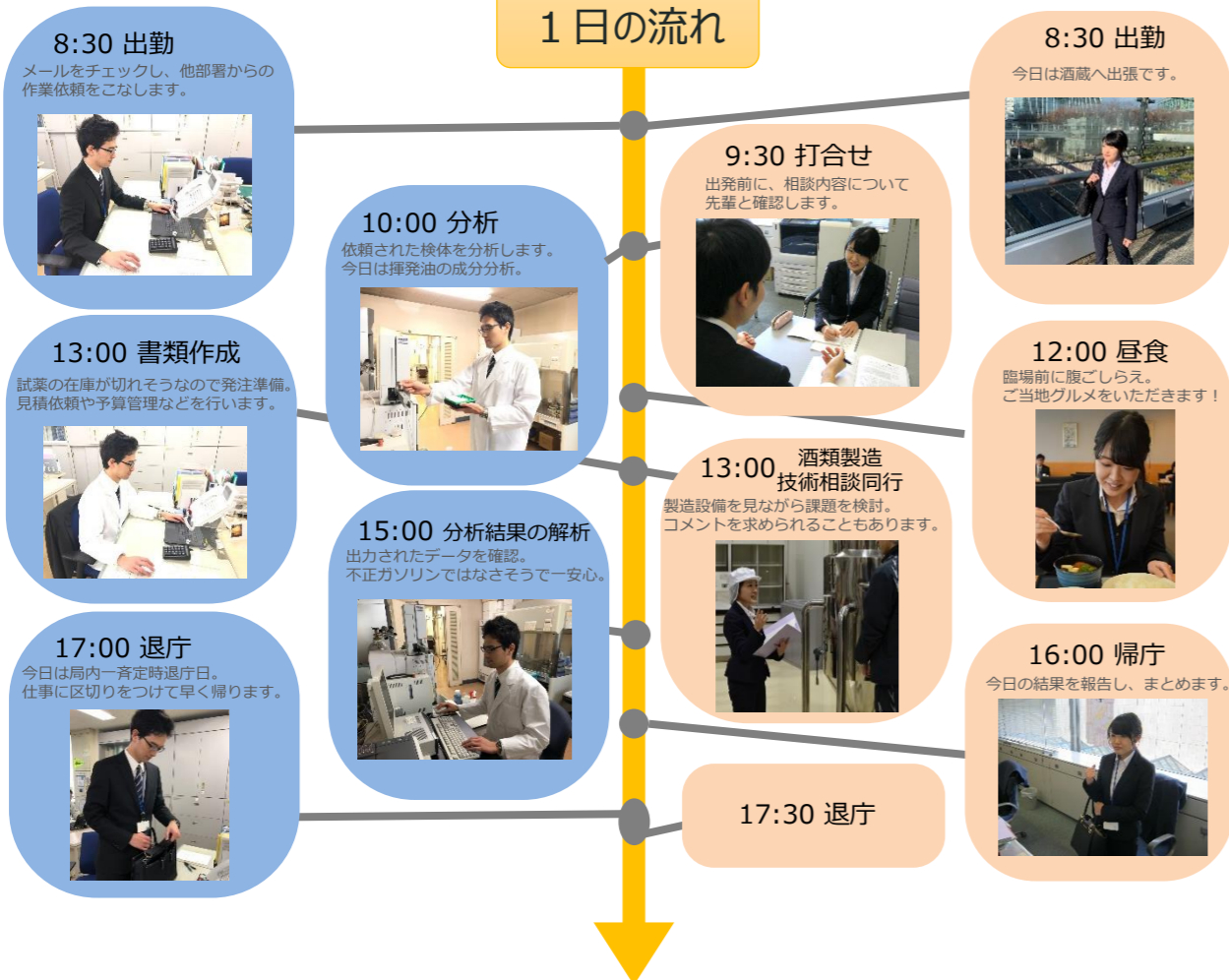
- Q1. 大学での専門は？
A1. 海洋生物学
- Q2. 国税庁（技術系）に感じた魅力は？
A2. 日本産酒類は現在海外から注目されており、所管官庁の立場からさらに勢いづけることができる点です。
- Q3. 実際に就職して感じた魅力は？
A3. 行政・研究・現場という3つの環境を駆使できることです。大学ではデスク・ラボ・フィールドを駆使して研究してきたため、自分と組織がマッチしていると感じました。



関東信越国税局 鑑定官室 財務技官
木口 歌菜
平成31年国税庁入庁。令和元年より現職。

- Q1. 大学での専門は？
A1. 植物病理学
- Q2. 国税庁（技術系）に感じた魅力は？
A2. 現場の仕事があり、酒類製造者と近い距離で仕事ができる点。また、現場だけでなく行政、研究等幅広く貢献できる点です。
- Q3. 実際に就職して感じた魅力は？
A3. 製造者との距離が近いため、日々進化する醸造技術の情報収集をすることができる点です。こうした情報を糧とし、現場へ還元できるよう頑張りたいと思います。

1日の流れ



仙台国税局 酒類監理官
戒 智己
平成2年入庁。福岡国税局鑑定官室長、国税庁分析鑑定技術支援官等を経て、令和元年より現職。

私が国税庁に採用され30年が経ちましたが、この間に清酒では級別制度の廃止や特定名称制度の開始、ビール類では発泡酒や第三のビールの開発等があり、酒造業界は大きく変化しました。また、いわゆる酒類小売免許の自由化や特区制度等といった規制緩和も行われ、流通を含む酒類業界は大きく変貌しています。現在、日本産酒類は国内だけでなく国際的にも高く評価され、その販路を世界に広げています。私は今酒類監理官という職についていますが、この新たな酒類業界の流れを大きく確かなものにするよう努めています。

さて、酒類監理官の仕事は鑑定官と異なり行政的な立場でのものとなります。酒類の輸出に関しても、技術的な課題だけでなく他官公庁や民間団体との情報の共有、施策の協調など広い視野が必要となっています。他方、鑑定官の仕事は技術的な面から行政的な面も含めた酒類業を支援していくことです。お酒に興味があり、技術面・行政面の両方から酒類業を発展させたいと思われる方、国税庁技術系への訪問をお待ちしています。

私は鑑定官室勤務が長いのですが、鑑定官室では、酒類製造者の方と接する機会が多くあります。酒類製造者の多くは中小企業であり、日本各地に点在し、その土地の歴史、風土等の影響を受けて酒類を製造しています。酒屋万流といいますが、同じ原料を使って同じ工程で製造しても決して同じお酒はできません。微妙に条件が異なってくるため、それが酒類の多様性を生んでおり、それを守り育て次に引き継いでいくことが重要と考えています。そして、微力ながらその力になることができたいと思っています。

鑑定官室では電話や製造場に赴いて、技術的な相談等を行っています。条件が異なる製造場で確認した情報等から判断し、適切な助言を行うことが求められ、情報収集や自己研さんに努める必要があります。一方、現場で気づくことも多く、そこで自身も学ぶという繰り返しです。



熊本国税局 鑑定官室長
岩田 知子
平成5年入庁。大阪国税局酒類調整官、東京国税局鑑定指導室長等を経て、令和元年より現職。

酒類業界を巡る状況は変化しますが、今は酒類製造者が食品衛生管理の国際標準に沿って製造を実施するための周知・相談や、新規製造者が増加する中、研究会や技術の維持・向上を目的とする技術相談等の実施、輸出促進等の支援の力を入れています。急速に発達するICTやAIなどの情報技術を活用する取組も必要と考えています。

私は子育てをしながら仕事を続けてきましたが、それは周囲の協力に加え、鑑定官室では主要行事や出張等を除き、優先順位をつけて計画的に仕事を進めることができる大きいと思っています。

当職場に興味のある方は、是非一度お話を聞きにいらしてください。お待ちしております。

Q. 採用までの流れについて教えてください。

A. 人事院が実施する国家公務員総合職試験（大卒・院卒は問いません）のうち、「工学」「数理学・物理・地球科学」「化学・生物・薬学」「農業科学・水産」「農業農村工学」「森林・自然環境」のいずれかの区分において最終合格するする必要があります。

最終合格後、国税庁にて指定の期日に面接を受けていただき（官庁訪問）、選考を進めていきます。官庁訪問においては、年齢・経歴・専門分野・試験の順位・性別を問わず、人物本位の採用を行っています。

Q. 試験の詳細について教えてください。

A. 国家公務員総合職試験の日程・試験種目等については、人事院のホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」をご覧ください。（右記URL及びQRコードからアクセスできます）

https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html

なお、合格者としての資格は最終合格から3年間有効です。また、受験資格を満たせば、卒業（修了）年次に関係なく受験可能です。



Q. 最近の採用実績を教えてください。

A. 過去5年の採用実績は以下のとおりです。

年	28	29	30	31	R2(内定)
採用人数	2 (0)	4 (3)	2 (1)	5 (3)	6 (3)
試験区分	工学	0	1	0	1
	数理学・物理・地球科学	0	0	0	0
	化学・生物・薬学	1	1	1	0
	農業科学・水産	1	1	1	3
	農業・農村工学	0	0	0	0
	森林・自然環境	0	1	0	1

（括弧内は、うち女性数。試験区分は、院卒・大卒・性別を区別せず）

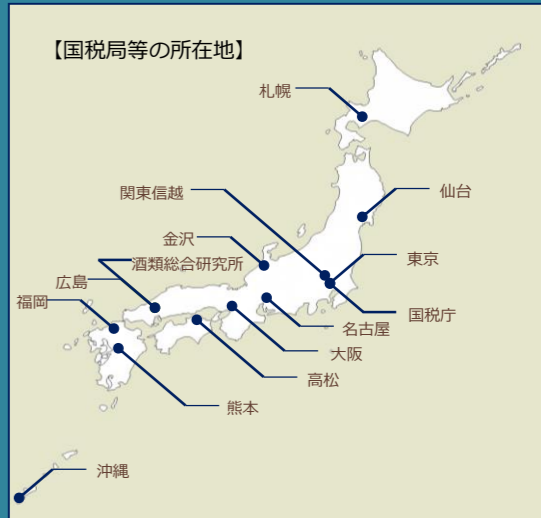
Q. キャリアパス・勤務地について教えてください。

A. 入庁後は通常全国の国税局鑑定官室に配属され、分析・鑑定の実務及び管内の製造者を対象とした技術的な施策の企画・立案を中心に携わります。その後本人の適性や希望に応じて、国税庁や国税局を中心に勤務します。

国税庁では、酒類行政のうち技術的事項を所掌し、全国の国税局鑑定官室を取りまとめる鑑定企画官や、全国的な酒類業振興施策・国際交渉等に携わる酒税課等で勤務します。

国税局では鑑定官室のほか、酒税の調査検査等を行う酒税課、管内の酒類業の振興や酒類の公正な取引等を監督する酒類業調整官等で勤務します。

そのほか、独立行政法人酒類総合研究所や他省庁等に出向する機会もあります。



Q. 研修制度について教えてください。

